療養報告書(千葉市版 2025.10 月~)

保護者記入

千葉市医師会 千葉市教育委員会

- *療養報告書は医療機関で記入していただく必要はありません。保護者の方がご記入ください。
- * 医師に指示された療養期間を超え、症状が軽快しない場合は再度病院を受診するようお願いします。
- *療養終了日は表の「出席停止期間の基準」を満たしていることを確認の上、ご記入ください。

学校長

以下のとおり、感染症にかかり療養していましたが、出席停止期間の基準を満たす状態に回復し、登校可能であることを報告します。

| WILL IN II DOLY (| | 千葉市立 | | | 学校 | | | | |
|-------------------|--------|--------------|---|------|----|--------|---|---|--|
| | | | | 年 | 組 | 氏名 | | | |
| 提出日 | | 年 月 | 且 | 保護者氏 | 名 | | | | |
| 1 | 受診した医療 | 寮機 関名 | | | | | | | |
| 2 | 2 発症日 | | 月 | 日 | | | | | |
| (3 | 3 療養期間 | ①療養開始日 | 月 | 且 | | ②療養終了日 | 月 | 且 | |

| 該当疾患 | 疾 患 名 | 出席停止期間の基準 | | | | |
|-----------------------|-----------------------------------|---|--|--|--|--|
| | インフルエンザ(A B 不明) ↑ いずれかに○ | 発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過するまで | | | | |
| | 基準2つをみたしているか確認 ☑→ | 解熱した日の翌日から数えて2日を経過するまで | | | | |
| | 新型コロナウイルス感染症 基準2つをみたしているか確認 ☑→ | 発症した日(無症状の場合は検体を採取した日)の翌日を1日目として5日経過するまで 症状が <u>軽快</u> した日の翌日から数えて1日を経過するまで。 *軽快とは…解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善していること。 | | | | |
| | 麻しん(はしか) | 解熱後3日を経過するまで | | | | |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで | | | | |
| | 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好に なるまで | | | | |
| | 風しん | 発しんが消失するまで | | | | |
| | 水痘(水ぼうそう) | すべての発しんが痂皮化するまで | | | | |
| | 結核 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで | | | | |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消退した後2日を経過するまで | | | | |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで | | | | |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで | | | | |
| | 流行性角結膜炎 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで | | | | |
| | 急性出血性結膜炎 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで | | | | |
| | 溶連菌感染症 | 抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発しん等の諸症状が回復するまで | | | | |
| | ウイルス性肝炎(A型) | 肝機能が正常になるまで | | | | |
| | 感染性胃腸炎 | 嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで | | | | |
| | マイコプラズマ感染症 | 解熱し、咳が軽快するまで | | | | |
| | 伝染性紅斑(りんご病) | 発しん期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能 | | | | |
| | ヘルパンギーナ | 全身状態の安定した者は登校可能 | | | | |
| | 手足口病 | 全身状態の安定した者は登校可能 | | | | |
| | 伝染性膿痂疹(とびひ) | 患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで | | | | |
| その他の感染症 () | | 医師により感染のおそれがないと認められるまで | | | | |

学校記載欄(メモ)